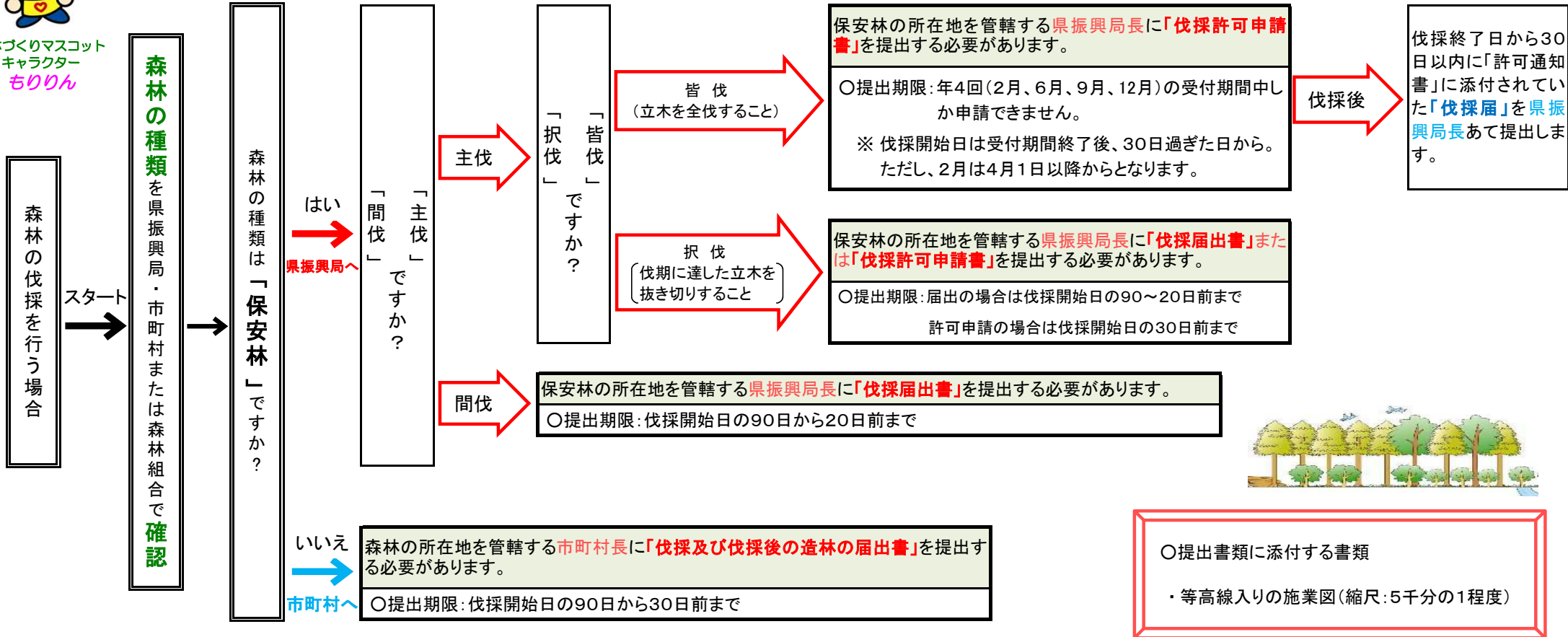


森林の伐採は事前に許可や届出が必要です。



森林の種類によって手続きが違います。
伐採する前にまず県振興局・市町村または森林組合で確認してください。

森林づくりマスコット
キャラクター
もりりん



※ 問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

保安林の開発や作業道開設等を行う場合、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。
普通林(保安林以外の森林)を1ha以上開発する場合も、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。
詳しいことは、県振興局にお問い合わせください。